

〈 子育て応援プラン 〉 商品概要説明書

令和8年4月1日現在

1. 商品名	きたしん子育て応援プラン
2. ご利用いただける方	<p>下記の条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上の方 ・小学校入学前の子供を養育する親権者(妊娠中を含む)または実質的に扶養する親族で、安定継続した収入のある方 (年金受給者の方、派遣社員・パート等は一定条件を満たされる方も可) ※ 親権者による申込みは、法令に基づく産前産後休業または育児休業中でも可 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 ・当金庫の事業区域内に居住又は勤務されている方、若しくは、当金庫の事業区域内に転居することが確実と見込まれる方
3. お使いみち	<p>出産・子育てにかかる次の資金(ただし、支払済資金を除く)</p> <p>① 出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金 (例: 育児用品購入費用、粉ミルク購入費用、ベビーシッター費用、胎教教室費用、通院・定期健診費用、入院・出産費用、保育園・幼稚園費用、習い事費用等)</p> <p>② 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れたローンの借換え資金及び借換えに伴う繰上完済にかかる手数料(①と合わせた申込みに限る)</p>
4. ご融資金額	100万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	3ヶ月以上10年以内
6. ご融資利率	変動金利のみの取扱いです。またお取引内容により減免金利がございますので、詳しくは窓口にお尋ねください。
7. ご返済方法	元金均等及び元利均等(元金返済据置期間は6ヶ月以内。ただし産前産後休業または育児休業中の場合は最長2年間まで元金返済据置可)の2種類の返済方法があります。また、ご融資額の50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。
8. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。但し、一般社団法人しんきん保証基金より保証条件となった場合は必要となります。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時~17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
10. その他	審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。また、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。